

平成 2 5 年 度

生 駒 市 水 道 事 業 会 計 予 算 書

奈 良 県 生 駒 市

平成25年度生駒市水道事業会計予算

議案第9号

平成25年度生駒市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度生駒市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 48,100戸 |
| (2) 年間総配水量 | 12,610,000m ³ |
| (3) 一日平均配水量 | 34,548m ³ |
| (4) 一日最大配水量 | 42,000m ³ |
| (5) 主要な建設改良事業 | |

ア 新設改良事業

相互融通連絡管整備工事

滝寺中継所建設工事実施設計等業務

真弓浄水場電気設備等改良工事基本設計等業務

山崎浄水場浄水池詳細耐震診断業務

「(仮称)生駒の水スポット」整備事業

老朽水道管更新事業

イ 配水施設整備事業

河川改修に伴う配水管移設工事

ウ 固定資産購入

器具備品購入

水道メーター等購入

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位 千円)

第 1 款 事業収益	2, 6 2 9, 6 2 7
第1項 営業収益	2, 5 1 1, 7 3 5
第2項 営業外収益	1 1 7, 3 9 2
第3項 特別利益	5 0 0

支 出

(単位 千円)

第 1 款 事業費用	2, 6 2 9, 6 2 7
第1項 営業費用	2, 5 5 8, 1 6 9
第2項 営業外費用	2 7, 4 5 8
第3項 特別損失	4, 0 0 0
第4項 予備費	4 0, 0 0 0

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 523, 482千円は、過年度分損益勘定留保資金 483, 482千円及び繰越利益剰余金処分額40, 000千円で補てんするものとする。)

収 入

(単位 千円)

第 1 款 資本的収入	1 6 5, 9 2 7
第1項 寄附金	5 8, 8 5 2
第2項 納付金	7 3, 8 0 4
第3項 負担金	2, 3 2 5
第4項 分担金	3 0, 9 4 6

支 出

(単位 千円)

第 1 款 資 本 的 支 出	6 8 9, 4 0 9
第1項 建 設 改 良 費	6 1 0, 3 3 2
第2項 企 業 債 償 還 金	1 8, 0 7 7
第3項 納 付 金	4 0, 0 0 0
第4項 還 付 金	1, 0 0 0
第5項 予 備 費	2 0, 0 0 0

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 366, 439千円

(利益剰余金の処分)

第 8 条 繰越利益剰余金のうち40, 000千円は、次のとおり処分するものと定める

(1) 一般会計納付金

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、10, 000 千円と定める。

平成25年3月6日提出

生駒市長 山下 真